⑶　運営費交付金債務残高の明細

（単位：円）

交付年度	運営費交付金債務残高		残高の発生理由及び収益化等の計画
平成23年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	309,389,492	・業務達成基準を採用した航海訓練業務について、業務完了が翌年度となっているものなど運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したもの。 ・上記については、翌事業年度において計画どおりの業務を達成できる見込であり、翌事業年度で収益化する予定です。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	―	・期間進行基準を採用した業務について、運営費交付金債務残高はありません。
	費用進行基準を採用した業務に係る分	―	・費用進行基準を採用した業務について、運営費交付金債務残高はありません。
	計	309,389,492	

8．運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

（単位：円）

区　　分	当期交付額	左の会計処理内訳			適　　要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
独立行政法人航海訓練所船舶建造費補助金	450,000,000	450,000,000	―	―	内航用練習船建造
合　　計	450,000,000	450,000,000	―	―	

9．役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　　員	62,234	4(1)	1,170	1
職　　員	3,065,771	413(7)	271,896	21
合　　計	3,128,005	417(8)	273,066	22

㈱1．役員の報酬等の支給基準は、次のとおりである。
⑴　理事長　984千円（月額）
　　理事　776千円（月額）
　　監事　686千円（月額）
　　非常勤役員　250千円（月額）
⑵　独立行政法人航海訓練所役員報酬規程及び独立行政法人航海訓練所役員退職手当支給規程に基づき支給
⑶　支給人員の（　）は非常勤役員で、外数である。
2．職員の給与の支給基準は、次のとおりである。
⑴　独立行政法人航海訓練所職員給与規程及び独立行政法人航海訓練所職員退職手当支給規程に基づき支給
⑵　支給人員は、年間平均支給人員数である。
⑶　支給人員の（　）は非常勤職員で、外数である。

独立行政法人都市再生機構

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第23号

平成24年11月11日に執行する草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第５項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月２日

独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　安達　哲郎

記

1　宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏　名	住　所
臼倉　健一	八潮市大字大瀬961番地
柴　　清	八潮市大字伊勢野527番地
種家　壽雄	八潮市中央二丁目15番地７
鹿野　新佐	八潮市大字大瀬225番地
甲山　晴男	八潮市大字大瀬968番地
臼倉　　稔	八潮市大字大瀬105番地
大山　道夫	東京都墨田区本所四丁目６番10号
有限会社田中不動産	八潮市木曽根1092番地17
近藤　晶作	八潮市大字古新田222番地
荻野　清晴	八潮市八潮四丁目５番地１グリーンパーク第10八潮701号室

2　宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者

氏　名	住　所
峯岸　紳一	八潮市大字大瀬265番地

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第24号

平成24年11月11日に執行する草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理審議会委員選挙については、届出のあった宅地の所有者が選挙する委員の候補者の数及び宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者の数が、それぞれから選挙すべき委員の数をいずれも超えていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。

平成24年11月２日

独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　安達　哲郎

裁決取消訴訟の判決確定の公告

東京弁護士会が　内藤　　満　会員（登録番号17677）に対してなした懲戒処分（戒告、平成22年７月５日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成23年８月18日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、平成24年９月20日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決がなされ、上記東京高等裁判所判決は平成24年10月６日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成24年11月２日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　静岡県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　田中　晴男
　登録番号　14896
　事務所　静岡県沼津市御幸町20―２
　　御幸ビル５階
　　田中合同法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成24年９月26日

平成24年10月16日　　日本弁護士連合会